

年金格差解消する「マクロ経済スライド」

2017(平成29)年度の年金額が改定され、4月からの年金額は、昨年度に比べて0.1%減額になることが決まりました。

年金額は、実質的な価値を維持するために、毎年度、物価や賃金の変動率に応じて改定されます。具体的には、既に年金を受給している既裁

定者(67歳以上の人)は「物価変動率」に応じて、年金の受給が始まる新規裁定者は「賃金変動率(名目手取り賃金変動率)」に応じて改定されます。

年金は、保険料を納める現役世代から年金を受け取る年金受給世代への仕送りのような制度です。そこで現在の少子高齢化に対応するため、「マクロ経済スライド」といって、保険料を納める現役世代の減少と年金受給世代の平均余命の伸びに基づいて年金額を抑制する「スライド調整率」で改定を行うことになっています。

つまり、年金額の改定は、以上の3つの率で改正されるということです。2017年度のそれぞれの率は、「物価変動率」がマイナス0.1%、「賃金の変動率(名目手取り賃金変動率)」がマイナス1.1%、「スライド調整率」がマイナス0.5%ですが、年金改定のルールで、物価変動率、賃金変動率がともにマイナスで、賃金変動率が物価変動率を下回る場合は、新規裁定者も既裁定者も物価変動率のマイナス0.1%で改定を行い、スライド調整率による調整は行いません。

2004年の年金制度改正でマクロ経済スライドが導入されたものの、これまで物価や賃金の上昇率が小さかったり、マイナスだったために2015年度の一度しか行われていません。このマクロ経済スライドによる調整が終了するのは、年金財政の収支がスライド調整しなくてもバランスが取れるようになるまでとなっていて、直近の2014年の年金財政

	2016年度(月額)	2017年度(月額)	差額
国民年金 (老齢基礎年金満額1人分)	65,008円	64,941円	▲67円
厚生年金(夫婦2人分の老齢 基礎年金を含む年金額)※	221,504円	221,277円	▲227円
国民年金保険料	16,260円	16,490円	230円

※夫が平均的年収(平均標準報酬(賞与を含む年収の12分の1)が42.8万円)で40年間就業し、妻がその期間専業主婦であった世帯が年金を受けとり始める場合の給付水準。(厚生労働省の資料より)

の状況によると、2043年度～2044年度に終了する見込みと後ずすれています。マクロ経済スライドによる調整が遅れると現在の年金受給者は、想定より給付水準が高くなる一方で、将来の受給者は想定より給付水準が低くなり、世代間の格差拡大につながります。そこで、2017年4月からはマクロ経済スライドの見直しが行われ、賃金・物価が大きく上昇したときは、その上昇の範囲で、行うべきだった未調整分を含めて調整することになります。

また、2017年8月からは、これまで老齢年金を受け取るためには、保険料を納めた期間(国民年金の保険料納付済期間や厚生年金、共済年金の加入期間を含む)と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則25年以上必要でしたが、この資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。8月1日時点で、資格期間が10年以上25年未満の人には、日本年金機構から「年金請求書(短縮用)」が随時届きます。届いた人は、年金事務所で手続きを行いましょう。その際に、日本年金機構から年金請求書の手数料など金銭支払いの請求や銀行口座を聞くような電話は一切ありません。このような詐欺には注意してください。



暮らしのマネープラン相談センター 所長
サードファイナンスプランナー 高橋 昌子

知らなきや損する

いしかわ暮らしのマネープラン

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00